

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 群馬県高崎市間屋町3-10-3  
間屋町センター第2ビル  
(電話番号 027 - 363 - 8377)

(フリガナ) 名称又は屋号 カブシキカイシャ エービーシー 株式会社 ABC

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名  (印)

※ 一連番号  翌年以降送付不要

税務署 所管  要否  整理番号

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等  庁指定  局指定

処理欄 通信日付印  確認印  確認書類

個人番号カード  
通知カード・運転免許証  
その他 ( )

身元確認

指導年月日 平成 年 月 日 相談  区分1  区分2  区分3

自平成 27年 1月 1日  
至平成 27年 12月 31日

課税期間分の消費税及び地方  
消費税の ( 確定 ) 申告書

中間申告 自平成 年 月 日  
の場合の  
対象期間 至平成 年 月 日

### この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	41365000	03
消費税額	②	2605995	06
控除過大調整税額	③	0	07
控除税額	④	1059029	08
返還等対価に係る税額	⑤	0	09
貸倒れに係る税額	⑥	0	10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	1059029	09
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	0	13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	1546900	15
中間納付税額	⑩	0	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	1546900	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0	18
この申告書が修正申告である場合	⑬	0	19
既確定税額	⑭	0	20
差引納付税額	⑮	0	20
課税売上	⑯	41365894	21
譲渡等の対価の額	⑰	0	21
割合	⑱	41965894	22
資産の譲渡等の対価の額	⑲	0	22

### この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑳	0	51
差引税額	㉑	1546900	52
還付額	㉒	0	53
譲渡割額	㉓	418500	54
納付譲渡割額 (㉓-㉒)	㉔	418500	56
中間納付譲渡割額	㉕	0	55
納付譲渡割額 (㉔-㉕)	㉖	418500	56
中間納付還付譲渡割額 (㉕-㉔)	㉗	0	57
この申告書が修正申告である場合	㉘	0	58
既確定譲渡割額	㉙	0	58
差引納付譲渡割額	㉚	0	59

消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付) 税額 ㉛ 1965400 60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	35
	控除税額	課税売上高5億円超又は課税売上割合9.5%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	41
	控除税額の法	上記以外	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式	
	特定課税仕入れに係る別表の提出	基準期間の課税売上高	<input type="checkbox"/>	0千円	
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額		
	3%分	0千円	0円		
	4%分	0千円	0円		
	6.3%分	41,365千円	2,605,995円		
⑦又は⑧の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額			
	4%分		-54,857円		
	6.3%分		1,601,823円		
還する金融機関等	銀行	本店・支店			
	金庫・組合	出張所			
	農協・漁協	本所・支所			
	預金	口座番号			
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-			
	郵便局名等				
※税務署整理欄					
税理士署名押印	(電話番号 - - )				
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有				
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有				

㉛ = (⑪+㉔) - (⑧+⑫+⑬+㉓)・修正申告の場合 ㉛=⑬+㉓  
㉛が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

付表1 旧・新税率別、消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕  
 兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課税期間		27.01.01～27.12.31		氏名又は名称	株式会社 ABC	
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
課税標準額		①	0	0	41,365,000	41,365,000
① 内訳	課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	※①-1及び①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください。			
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	①・2				
消費税額		②	0	0	2,605,995	2,605,995
控除過大額		③	0	0	0	0
控除 税 額	控除対象仕入税額	④	0	54,857	1,004,172	1,059,029
	返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0	0
	⑤ 内訳	⑤・1	※⑤-1及び⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください。			
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤・2				
	貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0	0
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	0	54,857	1,004,172	1,059,029
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧	0	54,857	0	54,857
差引税額 (②+③-⑦)		⑨	0	0	1,601,823	1,601,823
合計差引税額 (⑨-⑧)		⑩			1,546,966	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑪	54,857		0	54,857
	差引税額	⑫	0		1,601,823	1,601,823
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬			1,546,966	
譲渡割額	還付額	⑭	13,714		0	13,714
	納税額	⑮	0		432,237	432,237
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		⑯			418,523	

注意 ①-1及び①-2欄並びに⑤-1及び⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。  
 なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一 般

		課税期間	27.01.01~27.12.31	氏名又は名称	株式会社 ABC
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
	課税売上額(税抜き) ①	円 0	円 0	円 41,365,894	円 41,365,894
	免税売上額 ②				0
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③				0
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				※申告書の15欄へ 41,365,894
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				41,365,894
	非課税売上額 ⑥				600,000
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				※申告書の16欄へ 41,965,894
	課税売上割合(④/⑦)				[ 98.5% ] ※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑧	0	1,440,000	17,214,380	18,654,380
	課税仕入れに係る消費税額 ⑨	(⑧A欄×3/103)	(⑧B欄×4/105)	(⑧C欄×6.3/108)	1,059,029
	特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑩				※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定 課税仕入れがある事業者のみ記載してください。
	特定課税仕入れに係る消費税額 ⑪			(⑩C欄×6.3/100)	
	課税貨物に係る消費税額 ⑫	0	0	0	0
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑬	0	0	0	0
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬) ⑭	0	54,857	1,004,172	1,059,029
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑭の金額) ⑮	0	54,857	1,004,172	1,059,029
課税売上高が5億円未 95%未満の場合 又は超えは	個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯	0	0	0	0
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑰	0	0	0	0
	個別対応方式により控除する課税 仕入れ等の税額 [⑯+(⑰×④/⑦)] ⑱	0	0	0	0
	一括比例配分方式により控除する課税 仕入れ等の税額 (⑱×④/⑦) ⑲	0	0	0	0
控除の調整 税額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に 係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑳	0	0	0	0
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉑	0	0	0	0
差 引	控除対象仕入税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がプラスの時 ㉒	※付表1の④A欄へ 0	※付表1の④B欄へ 54,857	※付表1の④C欄へ 1,004,172	1,059,029
	控除過大調整税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がマイナスの時 ㉓	※付表1の③A欄へ 0	※付表1の③B欄へ 0	※付表1の③C欄へ 0	0
	貸倒回収に係る消費税額 ㉔	※付表1の③A欄へ 0	※付表1の③B欄へ 0	※付表1の③C欄へ 0	0

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。  
 なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。